

第1回松戸市指定管理者候補者審査委員会  
(まつど市民活動サポートセンター) 議事録

1. 日時 令和4年8月19日(金) 14時00分～15時15分
2. 場所 松戸市役所 新館5階市民サロン
3. 出席者

《審査委員》

- 委員長 関谷 昇 氏 (学識経験者)  
副委員長 上野 真一 市民部長 (市職員)  
委員 石川 久 氏 (学識経験者)  
牧野 昌子 氏 (有識者)  
板花 克 総務部参事監兼行政経営課長 (市職員)  
土屋 由美子 市民部参事監兼市民自治課長 (市職員)

《事務局》

市民自治課

- 岩月 慶一 専門監、菅野 淳一 主査、三輪 奈津美 主任主事、  
北口 公美子 主任主事、細野 葵 主任主事、土井脇 圭祐 主事

4. 次第

(1) 委嘱式

- ① 委嘱状の交付
- ② 委員紹介
- ③ 事務局紹介

(2) 議事

- ① 委員長及び副委員長の選任について
- ② まつど市民活動サポートセンター指定管理者審査委員会の諮問について
- ③ 応募状況の報告 (応募資格確認結果の報告含む)
- ④ 応募者との利害関係に関する注意及び説明
- ⑤ 審査評価表(案)の説明及び審議
- ⑥ 指定管理者指定申請書及び必要書類一式について
- ⑦ その他

(3) 閉会

5. 配布資料

- (1) まつど市民活動サポートセンター指定管理者候補者審査委員会委員名簿
- (2) 諮問書(写)(議事②)

- (3) 応募団体一覧表 (議事③)
- (4) 利害関係確認書 (議事④)
- (5) 指定管理者審査評価表 (案) (議事⑤)
- (6) 財務分析による経営安定度評価 (写) (議事⑤)
- (7) 審査評価表の配点及び標準化について (議事⑤)
- (8) 指定管理者指定申請書及び必要書類一式 (副本) (議事⑥)
- (9) 審査委員会スケジュール (議事⑦)

## 6. 議事概要

※A委員 (外部委員)、B委員 (外部委員)、C委員 (外部委員)、D委員 (内部委員)、  
E委員 (内部委員)、F委員 (内部委員)

### (1) 委嘱式

#### ①委嘱状の交付

各委員に対して、委嘱状を交付。

#### ②委員自己紹介及び事務局の紹介

各委員より自己紹介をいただく。

事務局の紹介。

### (2) 第1回松戸市指定管理者候補者審査委員会 (まつど市民活動サポートセンター)

#### ①委員長及び副委員長の選任について

委員長に關谷委員を、副委員長として上野委員を互選により選出。

#### ②まつど市民活動サポートセンター指定管理者審査委員会の諮問について

市長から本委員会に対してなされた諮問の内容について事務局より説明。

#### ③応募状況の報告

応募があった1団体について、応募資格の確認を行い、応募資格上問題がない旨を事務局より説明。

#### ④応募者との利害関係に関する注意及び説明

審査の公平性、公正性を保つため、応募があった1団体と利害関係にないか、併せて、守秘義務の遵守について委員に確認を行い、利害関係確認書へ署名を頂き、回収した。

#### ⑤審査評価表 (案) の説明及び審議

事務局にて作成した審査評価表（案）について説明を行い、審査項目等の内容について確認を行うとともに、最低基準点について決定した。

<質疑応答>

B 委員：現指定管理者が今回の応募者だと認識していますが、現指定管理者の運営に対する不平不満や苦情があったかどうか知りたいのですが。

事務局：現指定管理者からの月次報告や年次報告に記載があるので事務局で取りまとめ、状況を報告できると思います。これから作業させていただき、次回提示する形でよろしいでしょうか。

B 委員：はい、お願いします。

委員長：選定基準は条例に基づいて設けられていますが、中身については、先ほど申し上げた、市民活動に特化した部分も含めた評価項目となっています。それぞれ20点満点ですが、審査項目の多い部分と少ない部分の差があるということで、これは中身を吟味していく上ではやや致し方ないかなというところですが、今回はこういったバランスの中で提案されています。あと、点数の出し方は各項目で0～3点を付けていただいて、最終的には平準化し、それぞれの項目の中での点数を足し合わせて全体の点数を出すということになっています。他の施設の指定管理者の選考によっては、全体をふまえた点数を配慮するといったことも場合によってはありますが、これはなかなか難しいところもあるので、形式的ではありますが、一番スムーズに行くのはそれぞれの項目を積み重ねた合計で評価する方法かと思えますので、こういった点数の出し方になっています。最低基準点は120点満点の6割、72点をラインとして設定するということですが、このあり方も含めてご意見があればお願いします。なお、最低基準点があるということは、それを念頭に置いて各委員に評価していただくことになるので、妥当性を判断するとき、最低点を意識しながら採点していただくということになるかと思えます。

C 委員：今回は1者の応募なので○か×かだと思いますが、付帯条件や付帯意見を付すことはできるのでしょうか。

事務局：検討の上、次回までに方向性をお示しさせていただきます。

委員長：付帯「条件」まで出せるかどうかという点についてご検討いただければと思います。この点は課題ですよ、という付帯意見は審査委員会で出た意見として市長に答申するのは差し支えないと思いますので、付帯意見についてはどんどん出していただいて、それを条件とするかどうかは次回までにご検討いただければと思います。

<結論の要旨>

- ・審査評価表の内容、設定する最低基準点の2点については、事務局提案のとおり承認

する。

⑥指定管理者指定申請書及び必要書類一式について

提案書の内容について、現在の指定期間である令和元年度～4年度分と、今回選考の対象期間である令和5年度～令和8年度までの4年間の管理代行料を比較すると、約30%の上昇、約3,400万円の上昇となっている点を、事務局から報告。

<質疑応答>

A 委員：指定管理者なので、どれぐらいコストが抑えられるかは大事な視点の一つとなりますが、一応応募書類の中で見えてくるポイントがあるということで、どの部分が増えているかは、今の段階ではまだわからないでしょうか。

事務局：項目の中に人件費、事業費などがあり、単純に項目を比較したところですが、主なものは人件費の上昇となっています。約3,400万円の上昇の中で約2,600万円が人件費の上昇で、比率で言うと76%を占めています。次に上昇が大きいのは事業費で、約300万円、9%の上昇を占めています。あとは消費税が約300万円、こちらも9%上昇と、これら3つを合わせると約94%になります。よって、消費税を抜かすと、ほぼほぼ人件費の上昇と、あとは事業費が9%ほどとなっています。

A 委員：次回で良いのですが、人件費の上昇と言っても人数が増えているのか、単価が上がっているのか、情報として入れていただければと思います。

C 委員：基本的なことですが、市から上限いくらです、というのは示さないのでしょうか。

事務局：現期間の指定管理者の管理代行料として約1億1,500万円は示していますが、募集の段階で上限額は示していません。

A 委員：現指定管理者と応募者が同じで約3,400万円上昇したことについて、客観的な視点から見るのが難しいかと思います。例えば他の施設の審査委員会の事例ですが、指定管理にしなかった場合はどれぐらいの費用がかかるのか、どれぐらいのコストダウンが図られるのかという内容が分かると良いのではという意見が出て、なんらかの資料を頂いた記憶があります。客観的な視点を持ったうえで評価できるのが望ましいと思うので、可能な範囲で構いませんので、そういった事例もふまえていただければと思います。

事務局：市の直営との比較といったところになるかと思いますが、事務局で調査して試算を進め、ご報告したいと思います。

委員長：人件費の上昇を考える際、社会情勢の中での人件費の捉え方と、その背景をふまえた上で団体が積算したものはどれぐらい相場感として合っている

のか、いないのかもわかると本当は良いですよ。他に、各委員でお気付きの点があれば今回の会議でご指摘いただければと思います。事務局でも何らかの情報があれば提供をお願いします。

事務局：承知しました。

委員長：他にはいかがでしょうか。

F 委員：確認ですが、費用に影響するような大きな仕様の変更はなかったということでしょうか。

事務局：前回と今回の仕様の違いについて、例えば大人のボランティア講座という業務内容は前回の仕様にはなかったものですが、今回提示しております。前は中学生以上の青少年を対象にボランティア講座を実施する仕様でしたが、今回は大人に対してもボランティア講座を実施するよう仕様に盛り込んでいます。また、施設の維持管理において、現在市が契約している自動ドアの保守点検業務も、他の施設では指定管理者が実施しているということで追加しました。これらは施設の維持管理に関する部分なので、人件費にはあまり影響がないかと考えています。今回人件費が上昇した理由として、現指定管理期間は月～土曜の昼間は常時3名、夜間・休日は常時2名配置、そのうち相談を受け付けたり市民活動をコーディネートしたりするコーディネーターを常時1名配置する態勢で現指定管理者は運営しているところです。今回の募集では現指定管理者の人員配置を参考にして業務運営に支障がないような形で提案するように、という方法を取りました。その結果、こちらは新しい提案と言いますか、原則月～土曜の昼間は事務スタッフ2名とコーディネーターは1名となっていますが、加えて、コーディネーターは月～土曜の昼間は隔日で2名態勢とし、人員を増やす提案になっています。わかりやすく言うと、今まではコーディネーターの配置が毎日1名、1名、1名だったところを、月～土曜の昼間は1名、2名、1名、2名、と隔日で配置する提案となっています。応募書類受付の際、応募者から人員を手厚くしていると話がありましたので、このあたりが人件費に跳ね返っていると考えております。詳しい分析は次回にお示しさせていただきます。

委員長：今の件は人の配置、人数、体制のあり方がどれくらい事業内容の拡充に繋がるかどうかといった話で、このあたりについてぜひ資料を読み解きながらご検討いただければと思います。

D 委員：コーディネーターの人数を増やすということですが、現状として今の人数で支障があるのか、それとも仕様が変わったことで新たに業務をやる必要があるから増やさなければならぬのか、わかりますか。

事務局：このような業務をやるから人数を増やさないといったことは仕様で提示

していません。あくまで業務に支障がないように人員を配置するよう、現指定管理者の職員配置を参考提示しているところです。先ほど述べました、大人のボランティア講座や自動ドアの保守点検などを仕様で増やしているところもありますが、提案によると、既存の事業でも内容が手厚くなっている記載が受け付けの時点で読み取れる部分もございましたので、改めて調査を進めて、整理の上ご提示できればと思っています。

D 委員：現状、もう人が足りなくて回ってないという状態なのか。

事務局：現指定管理者からそういったことは特に聞いていません。

委員長：仕様上、特に何か増やしたり、指定したりしているわけでもなく、応募提案の中でコーディネーターの人数が増えている、と。今回の提案内容が現行と比べて拡充していることが読み取れば、それは妥当な提案ということになるのでしょうか、それについてはそれぞれの立場でぜひご確認いただければと思います。

E 委員：先ほど付帯条件というお話がありましたが、今回この事業者の提案事項が仕様を超えている提案もあるということで、ニーズがあつての提案なのか、それとも市からするとずっと過剰な提案になってしまっているのかも含めて中身を精査した方が良いと思います。必要のない物を入れてこの金額でやってもらう場合、無駄になってしまう部分も恐らく出てくるかと思えますし、特に今回は1者しか応募がないということもありますので、そういったところは中身を精査して、もし本当に必要がない部分があれば、そこは調整をしないといけないのかなど。そして、それが制度的にやれるかどうかというところについては私共の所管になりますので、事務局とあわせて確認したいと思います。

委員長：このあたりは読み解いていかないとなかなか判断しづらいですね。一般的に言うと、人件費を増やしても実情何も変わってない提案がなされる場合もあれば、これをやりたいからこの人数を増やして、こういう計画にしているんだ、とちゃんとした計画で提案される場合もあり、本当にいろいろあるところです。今回この提案がどんな内容か、改めて拝見する際の評価の1つの視点にぜひ加えていただければと思います。他にはないでしょうか。今回は応募が1者だけなので比較評価ができないのが悩ましいところですが、皆さまの知見、経験等をふまえて、これの考え方あるいは事業体制の在り方がどれぐらい妥当なのかということをぜひ次回ご意見を頂戴できればと思います。

#### ⑦「その他」(今後のスケジュールについて)

第2回の委員会の内容等について事務局より説明。

第2回松戸市指定管理者候補者審査委員会  
(まつど市民活動サポートセンター) 議事録

1. 日時 令和4年10月5日(水) 13時30分～16時15分
2. 場所 松戸市男女共同参画センターゆうまつど 4階ホール
3. 出席者

《審査委員》

- 委員長 関谷 昇 氏(学識経験者)  
副委員長 上野 真一 市民部長(市職員)  
委員 石川 久 氏(学識経験者)  
牧野 昌子 氏(有識者)  
板花 克 総務部参事監兼行政経営課長(市職員)  
土屋 由美子 市民部参事監兼市民自治課長(市職員)

《事務局》

市民自治課

- 菅野 淳一 主査、三輪 奈津美 主任主事、北口 公美子 主任主事、  
細野 葵 主任主事

4. 次第

- (1) 開会
- (2) 議事
  - ① 第2回審査委員会タイムスケジュールについて
  - ② 事務局からの説明資料について
  - ③ プレゼンテーション審査の実施について
  - ④ 審査評価表(仮)の記入及び提出
  - ⑤ 審査評価表集計結果(仮)の発表
  - ⑥ 委員間での意見交換
  - ⑦ 審査評価表(最終)の修正及び提出
  - ⑧ 審査評価表集計結果(最終)の配布
  - ⑨ 審査結果の決定
  - ⑩ その他
- (3) 閉会

5. 配布資料

- (1) まつど市民活動サポートセンター指定管理者審査評価表
- (2) 【資料1】第2回松戸市指定管理者候補者審査委員会 タイムスケジュール

- (3) 【資料 2-(1)】 収支予算 比較表
- (4) 【資料 2-(2)】 費用上昇分に関するご説明
- (5) 【資料 2-(3)】 給料手当（人件費）に関する積算内容
- (6) 【資料 2-(4)】 市直営との比較（人件費）
- (7) 【資料 2-(5)】 苦情等対応状況

## 6. 議事概要

※A委員（外部委員）、B委員（外部委員）、C委員（外部委員）、D委員（内部委員）、E委員（内部委員）、F委員（内部委員）

### ①第2回審査委員会タイムスケジュールについて

当日のタイムスケジュールについて事務局より説明。

### ②事務局からの説明資料について

#### <事務局説明>

前回の審査委員会にて、委員からの意見を受け、事務局より応募者への聞き取りを含めた費用上昇要因の分析、直営との人件費比較、現指定管理者の苦情等の対応状況について、調査結果の報告を事務局より説明。

#### ●次期提案の増額となった管理代行料の上昇要因分析の報告。

・事業費については、主な要因としてまつど地域活躍塾のオンデマンド配信サービスの導入、塾生募集時に実施する公開講演会の講師謝礼の増額、ボランティア希望者と受入団体とのマッチングの効率化を図るための顧客管理システムの導入による費用増額など。

・人件費については、コーディネーター・事務スタッフの時給単価の上昇、仕様に基づき再度適切な単価の設定を検討し、マネージャー層の時給単価を設定したこと、業務増対応のためのコーディネーターシフト配置の増加、社会保険適用拡大に伴う法定福利費の増加、人員配置増加に伴う有給休暇費用の増加、シフト増加に伴う増額交通費など。

#### ●市直営の場合の人件費と比較し、提案者の方が安価であった結果を報告。

●現指定管理者の苦情等の対応について、苦情内容は施設や設備関係が主であり、職員接遇に苦情はなかったことを報告。

●指定管理手続きの制度上、答申に付帯条件や付帯意見を付することは可能であることを報告。

#### <質疑応答>

C委員：まつど地域活躍塾は何年間か実施する中で、定員に達していない状況があ

ったかと思うのですが、そのあたりをどのようにお考えですか。

事務局：定員 40 名に対して、昨年度まではおおよそ 20 数名から 30 数名の範囲で推移していましたが、今年度は 44 名と定員以上の受け入れをしているところです。応募者の説明の中では、修了生の対応が年度で完了するのではなく、年度を超えて、累積的に対応が重なっていくという状況の説明がありました。

B 委員：もちろんアフターケアは大切だと思うのですが、こちらから指定した仕様の中ではどのように扱われていますか。

事務局：仕様の一部である『まつど地域活躍塾の骨子』に、「終了後の活動先の橋渡しを行う」旨の記載がされています。我々としても、修了生の事後フォローは地域活躍塾の一環として必要な業務であると認識しています。

### ③プレゼンテーション審査の実施について

< A 者入室、プレゼンテーション >

< 質疑応答 >

B 委員：コーディネーターを増やして事業活動を充実させようという説明がありました。仕様には大きな業務を増やしてというところはなかったと思うのですが、それ以上の対応をすることについての考え方と内容を教えてください。

A 者：まつど地域活躍塾の人件費を吸収した形でコーディネーター 1 名を 1.5 名体制にしています。我々は今回で 3 期目の応募になります。1 期の応募時、まつど地域活躍塾の事業は仕様に入っていませんでした。2 期目、今のこの 4 年間ですが、新しく地域活躍塾という事業が仕様追加されました。仕様に入る前までは、市からの委託事業として全体で約 500 万円という金額で 2 年間運営していました。つまり、元々サポートセンターでやっていたものプラス、約 500 万円で地域活躍塾という事業が今期に乗ったのです。一方で人員配置について、単純に 500 万円の規模のものが乗ってくるものの、それに対するシフトの計上は入っていないというのが現状です。したがって、次期の提案では、コーディネーターのシフト配置増を提案しています。

C 委員：今期 4 年間の事業と比べて、次期 4 年間の事業内容として何が大きく変わっているか、アピールしていただければと思います。

A 者：我々の法人では市の生活支援コーディネーター業務も約 3 年行っており、こちらとの連携が今後大きくあるかなと思います。具体的には、町会・自治会の方々と市民活動の連携、コラボレーションという点です。例えば町会・自治会の方々向けの講座について最近少しずつ取り組んでおり、世代交代をした方々が参加してくれる傾向にあります。例えば、最近では LINE の公式アカウントの活用をテ

ーマに講座を実施し、10名ほどご参加いただきました。町会・自治会の方はこれまでサポートセンターを利用する機会があまり多くなかったと認識していますが、講座の企画や内容はもちろんですが、先ほど話したように我々の法人は生活支援コーディネーターという文脈で各地区に入っているため、サポートセンターの講座を直接ご紹介するといった顔の見える関係性ができています。そういったことをきっかけに、交流が生まれてきているのを実感しています。

D委員：指定管理とは、基本的には市の職員より高い専門性を持ち、市が直営するより経費も節減されるという目的があるかと思いますが、ちょっと細かいこともお伺いします。まず、令和4年10月から社会保険の加入対象者が拡大されるということで、法定福利費は人件費に対して13%で計上しているようですが、厚生労働省のホームページを確認しますと、今回対象となるのは従業員数が101人以上の事業者のようですが、そのあたりの考え方を説明いただきたいです。もう1点、地域活躍塾の受講者数は年々増えており、今年の入塾者も44名と定員を上回っている状況で、卒業生全体もかなり増えています。これまで取り組んできたことと、卒業生の活動状況について方向性は一致しているのでしょうか。

A 者：1点目について、法律の変更に伴って義務化された範囲はおっしゃるとおりだと我々も認識していますが、一方で人が大事だと考えており、継続してコーディネーターが働きやすい環境を作るため、義務ではない範囲に関しても社会保障をつけるということが必要だと考えています。つまり、労務的な観点において、働きやすい環境を作るために、当てはまる方に関してはなるべく対象として社会保険をつけていくという方針です。2点目について、最もわかりやすい成果という意味ですと、市民活動団体と接点のなかった方々が地域活躍塾を経て既存の団体に入っていくことで、少し停滞気味であったり、人材の交流がなかった団体中で新しくリーダー格になって支部を立ち上げたり、新しいチームを立ち上げたりする動きがあります。また、地域活躍塾を経て、塾の仲間や同期の仲間を巻き込んで新しい団体を立ち上げる例もあります。これらは比較的目に見えやすい事例ですが、一方で、1年の受講期間を経てすぐにそういった活動に直接繋がるかということ、なかなかそうではなかったり、少し時間をおいて繋がったりすることもあります。ですので、受講期間の1年間だけでマッチングするのではなく、終わった後も引き続きお付き合いをさせていただく中で、その人が活動しやすい場所を見つけていけたら、また、方向性がすぐに見つからなかったとしても、マッチングに向けて我々がネットワークの中で繋げていくことが大事なかと考えています。また、1点目の社会保険の適用範囲について補足させていただくと、今までは1事業所での所定労働時間が週30時間以上というのが適用範囲ではありますが、2事業所にまたがって働くコーディネーターがおりますし、今後増えていくことを想定しています。その場合、当事業所単体で見た場合には週30時間以内、つ

まり保険の加入範囲外になりますが、複数事業所、2事業所以上の選択届を出して合計での労働時間が週30時間を超える場合には我々も社会保険料を按分してお支払いするという構図になっています。働き方の多様化や、我々の専門性を活かしながら働くというときに、お示ししている法定福利費の割合で考えてご提案しているというのがもう1つの理由です。

B委員：今の説明によると、2つの事業所であれば按分するのですね。その際の費用と、13%の根拠はなんですか。

A 者：働いているスタッフの中には30時間を超えて、社会保険の額が大きい、つまりパーセンテージが大きいスタッフと、先ほどお話しした按分の、パーセンテージとしては大きくはないスタッフが混じっています。平均にしたものが13%となっているということです。

C委員：収支予算書について、3,000万円以上アップしていますね。このあたりのことは事務局から伺っていますけれども、事務職やコーディネーター、マネージャー共に最低賃金に3.2%上昇を適用させた額で今回計上されており、事務職に3.2%上昇を適用させるのは理解できるのですが、専門職と管理職にも同じ上昇率を適用させるのは一般的ではないと思います。この理由を教えてください。

A 者：単価の設定に関しては2つ理由があります。1つはベースアップという観点です。最低賃金の上昇というものではなく、ベースアップです。もう1つは、そもそも弊会においての賃金体系を基に単価を設定しています。年収ベースにした時に、年ごとに平均で3.2%増やしています。ここからさらに上がっていくという考え方よりは、我々が設定している基準に近づけていると考えていただければと思います。ですので、今後も上がっていく可能性があるのかという問いに関しては、我々が示している給与体系に今回かなり近づけた額で設定をしていますので、今回の提案と同じようにさらに上がっていくかということ、そうではないとお答えします。

C委員：費用の事ばかりで申し訳ありませんが、みらいフェスタを独立採算の自主事業として位置付けている一方、人件費に入れているのはどうしてでしょうか。

A 者：自主事業にあたっての人件費は別途の計上はしていません。通常のサポートセンターの中に含めて運営しています。

E委員：現指定管理者ということで非常に充実した提案書を見せていただきました。ただ、それに関して、質問が多く出ているように、運営費用が約3割アップというのは非常にインパクトが大きい部分だと感じています。審査委員会でもやはりその部分に関していろいろ議論があり、内容を確認したいということで事務局を通じて説明をお願いしたところですが、非常に細かいところなのですが、人件費の積算において、有給取得の時間数を稼働時間に含めているかと思えます。これは正しい計上と言えるのでしょうか。あともう1点、日中の勤務は9時から17時と決ま

っていると思いますが、積算上は8時間計上しています。休憩時間は当然あると思いますので、休憩分が引かれていないようですが、そのあたりの見解を教えてください。

A 者：まず弊社の勤務時間に関して、コーディネーターは9時から17時というものではありません。そこを超えて働いており、勤務時間数は8時間という形で組んでいます。よって、休憩時間を除いて、勤務時間を8時間として設定しています。有給休暇に関して、指定管理業務の運営に必要な費用だと考えて提案しています。

A委員：先ほどの説明の中にもあった、自治会を始めとした地縁組織と市民活動を融合、連携させていくというのはよくわかります。しかし、コーディネーター達がどういう橋渡しができるかということとなると、単なるスキル論では通用しないだろうと思います。一般的なスキルだけではなく、それぞれの地域や固有の事情をどういうふうに掘り下げて、解きほぐして繋いでいくのか、これまでどう取り組まれてきたのか、伺いたいと思います。それから、今回の提案の中にコミュニティという視点がほとんどなかったと思います。つまり、市民活動団体を育てていく、結びつけていく、あるいはいろんな人の立場を連携させていく、というのは良いのですが、特定の課題があって、それに対していろんな活動団体が活動して課題解決を図っていくということと、コミュニティとは別になっていると思うのです。コミュニティというのは、課題解決だけではなくてもっと地縁的なものとか、様々な歴史的背景だとかいろいろな要因も含めてコミュニティがあるので、市民活動はそういうものを尊重していかないとなかなか回っていかないのではないかなと思うのですが、その点をお聞かせください。

A 者：まず1つは、我々コーディネーターが実際どのような振る舞いを現場でしていくのかということだと思うのですが、我々の持っているものは、やっぱり地域に対しての関係性だと思っています。顔が見える、あいつが言うなら聞いてやるかという関係性、ここが一番重要かなと。これは一長一短、スキルでどうにかなるものではありません。我々は3年間、生活支援コーディネーターという肩書でまさに15地区それぞれの地域に入っています。地区長や自治会・町会長、民生委員、地区社協の方々等地区ごとのステークホルダーの方々と関係を作ってきており、あいつが言うなら聞いてやるかという関係が出来てきているのが我々の強みだと思っています。もう1点ご質問いただいた、まさにコミュニティ、地域に根差した形での課題解決、または地域づくりという視点ですね。我々は15地区に関わっていますが、15という単位でも大きい、松戸市は約50万人いますので、1地区でも約3万人、町会という単位で課題というのはあると思います。本来であれば、それぞれの地域に根差した取り組みというものが不可欠かと思いますが、限られた予算と人員配置の中では実施が難しいというのは前回我々が提案した際に学んだといいますか、サポートセンターの中でできること、そこにくりが

あるのかなと考えています。ですが、コミュニティという視点を捨てるということとはできないと考えますので、我々の法人内部で生活支援コーディネーターとして地域に入っていく立場と、サポートセンターの立場とで両方の繋がりを持つことで、法人としては両輪で進めていけると考えています。

F 委員：まつど地域活躍塾についてです。今回の指定管理者の募集において、まつど地域活躍塾の骨子という仕様にあたるものを差し上げており、その中のカリキュラムの考え方として、基本的にテーマ別ではなく活動主体別で、町会・自治会等など市内の活動を体系的に学べるカリキュラム編成とする旨が明記されています。地域活躍塾で町会・自治会の現状や課題について参加者に学んでいただき、特定の地域だけでなく市内全体の町会・自治会の担い手を増やすお手伝いをぜひお願いできたらと思っています。町会・自治会活動を体験的に学べるカリキュラムとして、例えばどのような講義や課題を考えるワークショップ、実地体験を想定されているか教えてください。

A 者：これまでも町会・自治会の活動をされている方をお呼びしていますし、実地体験の活動先の中でも町会・自治会を取り入れているというのがまず前提にあります。さらに、地域の担い手を増やしていくというアプローチは必要だと思っていますので、力を入れていきたいと思います。1点お話しするとすれば、地域活躍塾に参加されている方々のニーズといいますか、求めていることというと、入り口としては町会・自治会に入りたいというものではありません。なので、我々が考えているのは、入り口として町会・自治会に入りましょうと言ってしまうと、なかなかその段階で入らなくなってしまうので、今のアクティブシニア層を含めて、これから担い手になっていただきたい方が関心を持っているテーマから入っていただいて、その中には町会・自治会も活躍をしているのだという流れが必要なのかなと思っています。地域や町会・自治会だけではなくて市民活動的な動きとどう連携をしながらどう進めているのか、そういったお話をさせていただくと、町会・自治会の可能性はこういうこともあるんだ、と気付いていただくことが必要なのかなと考えています。

F 委員：今アプローチという言葉をいただきましたが、市民活動に参加する入り口のきっかけづくりとして、市民活動に参加されない方の理由は情報がなかったり、機会がなかったりと教えていただいたところです。そもそもそういった活動に関心がない、ご自身の生活や娯楽で十分充実されていて関心がない方へのアプローチをするのか、しないのか。する場合、どうアプローチするのか、どうお考えですか。

A 者：構造の分析でいうと、まずは、興味はあるけれども一歩踏み出していない方の優先順位が高いと思っています。その属性の方々は全体の約6割と定義していますが、その6割の中でも実際に活動している方々は約3割なので、まだ掘り起こす可能性はあると考えています。ただ、残りの約4割は捨てるのかということそ

うではありません。その4割の中にはまだイメージができない方、接点がない方、先入観で面白くないものだと思っている方、そういった方々に関してはまず触れていただくことが重要だと思います。具体的には、利用者または参加者として、これって実はそういう市民活動だったんだ、ということや、NPOってこういう地域でやっているものがあるんだ、と触れていただくのが入り口かなと思います。

<質疑終了、A者退室>

<意見交換>

委員長：只今のプレゼンテーション及び質疑を踏まえて、委員間で意見交換をできればと思いますけども、お気づきの点がありましたらぜひご発言いただき、それをふまえて仮に記入していただいたものを今日新しく配布された評価表に改めて記入し直す、というふうにできればと思います。いかがでしょうか。

E委員：有給休暇の費用計上について、事務局としては計上すべきではないということでしょうか。

事務局：我々もちよっと調べさせていただきまして、契約担当課に問い合わせましたら、一般的な委託の費用の事例として、有給休暇の費用を独立した項目として計上している例はあまりないとのことですが、適切な理由だと確認できればその理由として認められるのではないかと、というところがございました。

C委員：配置人数というのは仕様書に決まっていますか。

事務局：今回仕様書では、問題なく運営することを前提に配置は提案を受ける形をとっています。ただ、現指定管理者の配置として、日中3名、夜間は2名の配置を提示し、参考にしてくださいといった形で明示しています。

C委員：社会保険は101人以上の会社に適用ですという質問に、適切な回答がなかったように思います。

B委員：法定福利費は標準の給料を算定して、その給料に関して何パーセントと決まっていますから、そんなに難しい計算じゃないですよ。だから、なぜこの13%って出てきちゃったのだろうかという感じですね。

D委員：そこで、付帯意見とか、再度確認という形で確認を行っていただければ良いかと思えます。

委員長：他にはいかがでしょうか。

B委員：これは、0点があると問題になるのですか。

事務局：個別項目で0点がついても、最低基準点を上回れば適格という評価になります。

委員長：それでは、いったん評価表にご記入をお願いいたします。

#### ④審査評価表（仮）の記入及び提出

審査委員が審査評価表へ記入し、事務局が採点を集計。

⑤審査評価表集計結果（仮）の発表

事務局より、プレゼンテーション終了時点での審査結果として、A者の合計点は、最低基準である72点を上回る76.8点であることを報告。

⑥委員間での意見交換

委員長：それでは、配付されている評価結果集計に基づき、意見交換を行います。審査結果の答申には付帯意見や付帯条件を付することもできますので、このあたりも意見交換できればと思います。費用の面では総じて点数が低い形になっています。総合得点は最低基準を上回っていますが、項目別だと「管理経費の節減に向けて、創意工夫が示されているか」の平均点は0.83、「経費縮減の取組がサービス低下につながらないバランスの取れた提案になっているか」は1.33で、いずれも低い状況です。先ほどの話の中でも、収支予算について、改めて事務局を通じて確認いただければと思いますし、もし問題がある場合は、この部分については除いていきましょうということもあり得ると思うのですが、この扱いについて皆さんいかがでしょうか。

B委員：総合点では適格となった訳ですが、やはり費用と個々事業の取り扱いに関して、確認する必要があると思います。

委員長：このままで良いでしょうか、付帯意見を付す形が良いでしょうか。

B委員：付した方が明確だと思います。

C委員：私も有給休暇の件で確認が必要と思いますし、自主事業のみらいフェスタの人件費も積算してきたという言い方をされました。付帯意見なり条件を付けた方が良いかと思います。

A委員：積算根拠について然るべきものがあればそれに準拠するというのは当たり前のことですし、それができていなければ、その点を確認した上で修正するなり、カットするなりということも当たり前の手続きだと思います。そういう意味では、事務局としっかり確認して内容を理解した上で、適切な調査をしてもらいたい、ということはぜひ意見として付したいです。

F委員：適格、不適格には触れずに、いったん価格に関して協議をして、というイメージを持ちましたが。

D委員：その場合、再度審査が必要になりますね。修正があった場合、再度説明を求められるかもしれませんが、それをふまえて委員間でもう一度点数を付け直すのであれば有効かもしれませんね。適格や不適格に触れないということであれば、今日のところは結果が出なかったという結論になりますよね。ただ、得点としては適格になっているので、本来であれば適格という中で、見直せるものは見直すという修

正になるかと思いますが。いろいろご意見があるかと思いますが。

E委員：こういう評価の中で、経費に関わる項目について委員が共通して0～2しか付いていないというのは結構大きなことだと思います。皆さんそういう評価をしているということなので。

D委員：今日の質疑において、実施事業に対しての指摘はほとんどありませんでしたが、経費が約3,000万円増額していることに対する意見が大半だったので、金額に関する部分は修正なり何なり、可能であれば対応していただきたい。その場合、いくらが妥当かというのは何とも言えないのですが。ただ、考え方を外部に説明できるような根拠を示して、提示できればそれが妥当な金額というのも1つの考え方ではないでしょうか。人件費や仕様以上の手厚い事業、法定福利費等は見直す余地があると思います。

委員長：評価の方法は全項目の合計点ということになっているので、特定の項目だけ低い場合でも全体としては適格という結果はもちろんあり得ます。それをどう判断するかというのはありますが、この審査委員会としてどういう答申を出すのかという確認を改めてさせていただきたい。費用面での積算が必ずしも妥当ではないと思われる部分がいくつかあったので改めて確認していただき、ふさわしくない場合は減額という意見を付すということによろしいでしょうか。また、この後の進め方ですが、いったん調査していただいて、その結果を再度審査委員会に戻して審議するのか、それとも付帯意見を付して市長に答申し、あとは市として判断するのか。前者でしょうか。

D委員：この後、意見交換をふまえて点数を修正した結果、最低基準点を超えた場合は適格とするけれども、付帯意見を付す場合、付帯意見に基づいて事務局が調査をして、その結果を各委員へ報告し了解が得られれば、最終決定という形で良いのではないのでしょうか。

B委員：そうですね。適格かどうか決めるためのものなので。

D委員：例えば今日適格として、答申に基づいて応募者と交渉したとしても、もしかしたらちゃんとした理由があって、こういう理由で金額は変わりませんでしたという結果でも、委員の皆さんが納得できればそれはそれで決定ということになるのではないのでしょうか。今日のやり取りでは金額の積算根拠がしっかり確認できなかったの、改めて調査してほしい、というのがこの付帯意見ですね。

A委員：付帯意見とは結果が出ていて、意見はくっつけてそれで経費を変えてもらうことは行うにしても、結果は変わらないにしても、それを我々委員に報告してくださいというのが付帯意見の基本的な流れかと思いますが。一方、付帯条件とはその条件が満たされない限りは適格とならず、つまり、とりあえず今日のところは付帯条件付きで適格という結論を出して、金額を修正した上でもう一度委員の皆さんにお諮りをして、そこで改めて適格という手続きを取るのが付帯条件の一般的な

イメージです。なので、付帯意見と付帯条件は実はかなり重みが違います。直さないといふと認めないよといふのは付帯条件なんですね。そういう意味では今回手続き的に課すのは付帯意見の方で、というやり方が良いと思います。

E委員：仮に管理経費の項目が全員0点だった場合、今回は結論が出せず、再度やり直しましょうということもあり得ますが、現在の結果としてはそうではないので今日何らかの結論は出さなければならないでしょう。ただ、費用面での確認事項が残っている中で確実性を高めるのであれば、先ほどのとおり、後日再審査するやり方も可能性としてはあると思います。しかし、現状として委員間の点数のばらつきがあるにせよ、一応適格という結果が出ているので、これを無理に何かをするというのは望ましくないと思います。先ほど付帯条件というお話もありましたが、なかなか具体的な条件を付すのは困難かと思えます。付帯意見に基づいて、事務局が応募者としてしっかり交渉していただくのがよいかと思います。

委員長：この後、審査評価表の修正となり、修正後の結果でも最低基準点を上回っている場合、適格と認めることとなりますが、いろいろご意見いただいたように、付帯意見を付すという形にさせていただきます。それでは、修正がある方は、審査評価表の修正をお願いいたします。

#### ⑦審査評価表（最終）の修正及び提出

#### ⑧審査評価表集計結果（最終）の配布

事務局より、最終の審査結果として、A者の合計点は、最低基準である72点を上回る81.0点であることを報告。

#### ⑨審査結果の決定

指定管理者候補者として適格と決定。付帯意見を付すことを決定。

委員長：事務局からの報告ですと、全員最低基準点を上回り、その上で全体としても合格点に達したとのこと。結論としてはこの応募者を適格と認めることとなります。付帯意見の文面は、今までの意見を踏まえ、事務局が案を提示してくれていますが、修正があれば、その上で決定とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。このことは入れるべきだ等ご指摘があれば。

B委員：あまり絞り込んだ付帯意見より、案の通りの内容が良いのではないのでしょうか。

委員長：事務局と応募者とのやり取りにおいては、1つ1つ個別に確認していただいて、最終的にどうなったかということの後日各委員に報告いただくこととします。この内容と流れでよろしいのでしょうか。改めてお諮りします。採点結果を踏まえ、まつど市民活動サポートセンターの指定管理者候補者として、特定非営利活動法人まつどNPO協議会を適格であるとしませんが、付帯意見として、事務局案の文言

を付して市長へ答申するという事でよろしいでしょうか。ご了承いただける場合は挙手をお願いいたします。

委員一同：(挙手)

委員長：全委員から了承をいただきましたので、以上をもって答申とさせていただきます。

●答申に付す付帯意見

収支予算について、指定管理者制度導入の目的で掲げられている「市民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ること」に相応する内容となっているか、募集要領及び仕様書に相応する内容となっているか確認した方が良いと思料される箇所があるため、このことについて申請者と協議されたい。

⑩その他

事務局よりこれまでの議論のご決定をふまえて市長に答申し、それをもって事務局と応募者とのやり取りを行い、その結果を各委員に報告する形で進める旨の報告を行った。最後に各委員から挨拶があり終了。